

11. アルゼンチン

Argentine (Argentina)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、フランス語又はスペイン語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,200 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Reclamaciones Internacionales, Av. San Juan 1349-Ciudad Autonoma de Bs.As. -CPA (C1149AAB)-Bs.As.-Argentina
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 商業上の目的で書籍を送付するときは、名あて国における通関事務を簡易化するために、郵便局への差出月日、書留の場合は、その番号を記載した送り状を3通作成し、受取人に別途直送することが望ましい。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語、スペイン語又はフランス語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱う。

保険金額の最高限.....1,200 SDR

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Administracion Postal CPI, Av.Fair 1101 B 1842 ZAC- Monte Grande-BUENOS AIRES, ARGENTINA

7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合..... 1 か月

例外の場合..... 2 か月 (受取人の請求がある場合に限る。)

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

10. その他の特別な条件

(1) テレビ、ラジオ、電蓄、既製服及び服地の輸入は、禁止される。ただし、所定の価格までの衣服及び服地については、個人的利用に供される贈物で、商品としての価格を有しないものは認められる。また、個人がその利用に供するために輸入する商業上の目的を有しない新しい物品は、その価格が5ドルを超えない場合に限り、課金なしで受取人に交付される。これらの物品を包有した小包の送付は、受取人1人につき年1個に制限される。

(2) 商品又は有価の商品見本(未使用のもの)を包有する小包には、領事の査証を受けた商業送り状(原本及び写し1通)を添付しなければならない。この商業送り状には、販売人又はその代表者の署名を有する次のような申立てを記載しなければならない。

「Je declare sous serment que tous les renseignements mentionnes dans cette facture sont vrais et que les prix indiques sont ceux qui ont ete veritablement payes (ou qui devront etre payes). Je declare egalement qu'il n'existe pas d'arrangements pouvant donner lieu a une

modification de ces prix.」(「この送り状の記載事項は、すべて真実であり、記載価格は、実際に支払われた(又は支払われなければならない)価格であることを申し立てる。また、これらの価格の修正の原因となるような取決めはないことを申し立てる。」の意)

- (3) 次に掲げる物品の輸入に当たっては、領事の査証を受けた送り状の提出は不要である。
- (あ) 書籍、雑誌、新聞、印刷物並びに科学及び文学に関する定期行刊物であって、その発送に対して課税されないもの
 - (い) 非商業的目的で輸入されるもの又は商品としての性格若しくは価値を有さないもので、個人的使用又は消費の目的をもって輸入され、分量及び種類から販売の目的を有するとは推測されず、価格が輸入税の課されない限度内の新品又は中古の物品
 - (う) 旅行者又は移住者の手荷物の一部とみなされる物品
 - (え) 任務を終えて帰国する外務宗務省職員の物品であって、個人又は家族で若しくは家庭において使用することを目的とするもの
 - (お) 信任を受けて名あて国に駐在する外交代表又は名あて国に停泊するこれらの国の軍艦にあてた物品
 - (か) 信任を受けて名あて国に駐在し、職務を執行している外交官及び領事館員の物品であって、個人又は家族で若しくは家庭において使用し又は消費することを目的とするもの
 - (き) アルゼンチン軍の取得物であって、特別規定により保護されていないもの
 - (く) 他の国へ継ぎ越される商品
 - (け) 商品価値のない見本(未使用のもの)
 - (こ) 外国の商品又は企業に関する広告用のパンフレット、ポスター、印刷物、日記帳、暦、図版、写真、フィルムその他の物品であって、これらの自由な販売を禁止する旨の標語、図案又は記号を表した印影、印刷又は刻印を伴うもの
 - (さ) 名あて国に停泊している外国の船舶又は航空機が修理又は補給のために受け取る交換部品及び附属品であって、航行の継続に不可欠であると認められるもの
 - (し) 金貨及び銀貨、金及び銀の地金、公債並びにすべての種類の証券又は株券
 - (す) 名あて国の動物園にあてた動物
 - (せ) 名あて国を訪問する劇団又はサーカスに参加する者に所属する動物、衣装、装身具その他の物品
 - (そ) 最終的な又は一時的なものとして名あて国から輸出した商品で、再び名あて国に輸入されるもの(一時的な輸出の許可の際に返送送り状の提示を明白に要求されている場合を除く。)
 - (た) 名あて国に輸入される教育用の器具又は材料であって、購入、贈与、貸与又は技術援助若しくは財政援助の目的で、教育機関又は科学研究機関にあてられたもの(名あて国の外務宗務省(Ministere des affaires etrangeres et du culte)の許可をあらかじめ得ている場合に限る。同省は、関係当局に対し、輸入機関名及び輸入物品を通知する。)

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又はスペイン語
6. 配達日.....月曜～土曜の午前(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS/Puerta Puerta Internacional

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

富くじ...名あて国以外の国の富くじ

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で名あて国の薬品販売店、薬品製造業者又は公の施設にあてて発送され、かつ、名あて国の公衆衛生省 (Ministere de la sante publique) 発行の輸入証明書が添付されている場合に限り許される。

小切手...記名式又は銀行口座あての銀行小切手は書留書状に封入する場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

下着及び衣類 ...中古の下着類及び衣類は、日本の関係当局が発行し、かつ、名あて国の領事が査証した消毒済証明書が添付されている場合に限り許される。

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で名あて国の薬品販売店、薬品製造業者又は公の施設にあてて発送され、かつ、名あて国の公衆衛生省(Ministere de la sante publique) 発行の輸入証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

動物...チンチラ (Chinchilas) 又はビクーニャ (Vicunas) の毛及び皮

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.3.2 条件付許容物品

動物製品...チンチラ又はビクーニャ以外の動物製品及び副産物は、名あて国の衛生当局 (Servicio Nacional de Sanidad Animal (SENASA)) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

武器、化学製品等...武器、弾薬、軍需品及びこれらの予備部品並びに爆薬製造に使用される化学製品(綿火薬、雷酸水銀、爆発性マッチ、塩素酸カリウム、硝酸ナトリウム、硫化アンチモン)

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

酸類...ピクリン酸、硝酸、塩酸、弗化水素酸、石炭酸、乳酸、さく酸、木酸、アルデヒド、液体アンモニア、鉍物性肥料、鉍物性又は植物性のタール及び焼砂糖

ベンゾール...ベンゾール、ベンジン、ニトロベンジン及びミルバン油

ワニス...ワニス類、ブレック(Bleck)、重土、二酸化バリウム及びカルシウムの炭化物

ゴム...天然ゴム

弾薬、火薬、武器 ...雷管、信管並びに猟銃用及び輪胴式ピストル用の爆管付き薬きょう、ダイナマイト、爆発性又は発火性の薬剤、起爆薬並びに輪胴式ピストル用及び小銃用の雷管、花火、二硫化炭素、麻綱、棒、三りょうあいくち、手裏剣並びにこれらの物品につける穂

先及び鉄製のつか

化学製品...穀粉漂白用又は精製の化学製品類、セロイジン (Celoidine)、塩素酸ソーダ、塩素酸カリ及び樹脂

麻...麻繊維及びタールを塗った綱

揮発油...揮発油、石油及びこれらの類似の物品、硝酸ナトリウム、オキシリット、過酸化ナトリウム、金属性カリウム、パラフィン、石油又はテレピン油を成分とする液体染料、ピアサバ(ブラジル産のしゅろの繊維)、りゅうぜつらんの繊維、油性塗料、たる又は箱入りのピリジン、石油の残し及び樹脂類

著作権...名あて国で保護される著作権を侵害する科学、文学又は美術上の作品

雑件...アルコール、ブランデー、テレピン油、綿毛、綿火薬、脱脂綿、タールを塗布したコルクのくず、アスファルト、いおう、樟脳、無水アンモニア、麻屑織の粗布、アンチフォルミン及び各種の鉱油、腐蝕性物質を成分とする防腐剤及び消毒剤、二硫化炭素、石油類を成分とする液状タール、ワックス類、コロジウム、石灰、クレオリーヌ、鉱物性クレオソート、木炭粉、石炭コークス及びカンフィーヌ、エーテル類、毛編物、爆発物、むしろ、麻又は毛のくず、食器洗い用の布及びタンニンのエキス、ガス類、脂肪、ぶどう糖及びグリセリン、あり駆除用粉末、草刈機用刃、各種の繊維製品、凝結させたひ素蒸気、アルコールを含有するせん薬、香、ケロシン、くだけた封ろう、「バナナのニス」といわれる液状エナメル、(ろうそく等の)いおうのしん、硫化炭素、三二硫化燐、ソステラ・マリナ (Sostera marina)、金属性ナトリウム、袋入りの塩、硝石、獣脂(ステアリンを含む。)、ぼろ布、こり入りのたばこ、いおうを成分とするインク、ろう引き又はゴム引きの布及び分解しやすい物質をしみこませた布、袋入りのタルカンパウダー、アルコール入りの染料、たる入りの土壌又は染料、マグネシウム灯、キシロール、黄麻、「フリードマンワクチン」と呼ばれる医薬品

紙幣、貴重品 ...紙幣、持参人払有価証券、珠玉、宝石及び硬貨

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

電圧計...電圧計は、名あて国の農務省度量衡局 (Bureau des poids et des mesures du Ministère de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の経済省輸出入管理局 (Direction d'exportation et importation du Ministère de l'économie) の許可を得ている場合に限り許される。

鋳鉄、いおう、炭化カルシウム、塩化バリウム、DDT(これを含有する製品及び半製品を含む。)、綿の繊維、未加工の鉄の地金、印画紙及び乾板、レントゲン写真用フィルム、ペニシリン、乾電池、硫酸バリウム、プラスチック製工具及びプラスチック材

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

175. ウルグアイ

Uruguay

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、スペイン語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う(航空路に限る。)
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Postal Treatment Division, Buenos Aires 540-1er Piso CP
11000-MONTEVIDEO, URUGUAY
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....7日(留置郵便物については、30日)
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Division Encomiendas Postales Administracion de Documentos
Misiones 1310, CP11000 MONTEVIDEO URUGUAY
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 商品を包有する小包については、次の手続きを必要とする。
 - 領事の査証がある原産地証明書を添付するか又は直接受取人にこれを送付すること。
 - 内容品の実価を明記した商業送り状 1 通を添付すること。
 - 内容品の価格が 10 ウルグアイ・ペソを超える場合には、あらかじめ受取人が輸入許可書の交付を受けること。
 - (2) 贈物小包に添付する税関告知書 CN23 には、内容品の価格を記載せず「Envoi de famille」又は「Don」の記載を付さなければならない。
 - (3) 配達不能となった場合の取扱い方に関し、差出しの際に行うべき指示事項として、「最も経済的な線路」を指示した場合でも、「航空便」により返送又は転送される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23、商品の場合はさらにインボイス。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚

5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....CAI/EMS

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

出版物、写真、レコード等...マルクス主義及び反民主主義を宣伝し、名あて国の社会制度及び政治制度を破壊することを目的とした書籍、新聞、雑誌、(刊行物などの)内容見本、書類、陰画、写真、フィルム及びその他絵画的な説明を施した物品、レコード、録音テープ、ワイヤー。この種の郵便物は、名あて国の国内法により没収される。

宝くじ...宝くじ券

雑件...関税を課されることがある物品及び 2.1.1 に掲げる物品を通常郵便物として発送することは、許されない。同種類の私製郵便葉書、名刺、版画又は彩色した絵画を5部以上包有する郵便物は、課税の対象となる。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

腐敗物品...腐敗しやすい又は発酵しやすい物品

武器...銃砲、戦争用の武器

富くじ...富くじ券

リトマスごけ...リトマスごけ

書籍等...良俗に反する書籍、絵画その他の物品

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」による

ものとする。

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生局(Direction de la sante)の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

54. エクアドル

Equateur (Ecuador)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Oficina de Reclamos, Internacionales, Inspeccion General, QUITO
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
差出人の氏名、記号、印章又は署名が表示されていない粘着テープは、封かんのために使用することができない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

ートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語、スペイン語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合..... 1 か月
 - 例外の場合..... 2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 2 か月
10. その他の特別な条件
 - 小包には、税関告知書 CN23 のほか、商品の価格、差出人及び受取人の完全なあて名及び差出日付を記載した送り状を添付しなければならない。
 - 同一差出人から同一受取人にあてて同時に差し出されるものの総価格が 2,000 スクルを超える場合には、領事送り状が必要である。
 - なお、古着類を包有する小包には、送り状のほか公の消毒証明書を添付しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23(商品の場合は、さらにインボイス及び輸入証明書各 1 通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。

(3) 窓口での交付.....行う。

7. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail Service (EMS - Ecuador)

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

関税を課されることがある物品 ...関税を課されることがある物品を書留としない郵便物に入れることは、許されない。

貴重品...硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

印刷物等...印刷物、冊子、定期刊行物、ポスター及び一般的にすべての種類の文学上の著作物又は文書での共産主義の宣伝の内容を有するもの

クレジットカード、年金小切手...クレジットカード、年金小切手は、書留書状で発送される場合に限り許される。

雑件...その他の物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

偽造貨幣...偽造貨幣

郵便切手等...郵便切手(切手商間で交換される消印済みの切手を除く。)、収税用の印紙、名あて国の国璽を押印してある紙、名あて国の国庫債券並びにこれらの物品を製造するために用いられる機械及び器具

広告類...貨幣、銀行券、郵便切手その他の公の有価証券を印刷してある広告類(古銭又は郵便切手収集家用のカタログを除く。)

2.1.1.2 条件付許容物品

松の木...松の木は、名あて国の関係当局が発行する許可証が添付され、かつ、建築用材として使用されないものと認められる場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

薬品...処方不明でない薬品及び名あて国の衛生当局の禁止している薬品

飲料、食料品...腐敗した飲料及び食料品。名あて国の衛生当局が健康上有害と認める飲料及び食料品

アプサント...アプサント及びにがよもぎ

バター...10 パーセント以上のステアリン酸を含有するバター

ほ乳器...ゴム製又はガラス製の管の付いたほ乳器

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の税関当局からあらかじめ許可を得た者にあてる場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

くつわ...銅製又は銅合金製のくつわ及びはみ

植物...名あて国の農林関係当局が有害と認める害虫が寄生しているおそれがある植物、果実及び植物の種子

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物は、名あて国の関係当局の許可を得て発送され、かつ、原産地証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、マッチ...短刀、こん棒、やり、短剣、かみそり又は銃を秘匿した扇その他の物品。マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

爆発物...ダイナマイト、鉱山用火薬その他の爆発物は、名あて国の関係当局が定める条件に違反していない場合に限り許される。

武器、弾薬...軍用武器、その付属品及び弾薬並びに戦争用資材は、名あて国の政府にあてる場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

りん、塩...医学用又は製薬用のものを除くりん。未精製の塩

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...たばこ及びたばこの巻紙は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

アルコール...砂糖きびの蒸留酒及び砂糖きびを蒸留して製造したアルコールその他の物質は、名あて国の政府から許可を得た薬品会社その他の機関にあてる場合に限り許される。ただし、ラム酒は、この制限の適用を受けない。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

くつ...くつ

消しゴム等...インク消し、消しゴム

地図...名あて国の領土を正当に表示していない地図

パナマ帽...パナマ帽製造用のわら、パナマ帽及びこれらと類似の物品

ガソリン...ケロシン、ガソリン、ベンジン及び原油

不道德な物品...不道德な印刷物、絵画、写真その他の物品

と博用品...ルーレットその他のと博用品

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

レッテル...名あて国において登録されている商標を表示したレッテルは、当該商標権を有する業者にあてる場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

73. ガイアナ

Guyane (Guyana)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....67 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....8 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Guyana Post Office Corporation, Headquarters, GEORGETOWN,
DEMERARA, GUYANA
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 4 週間
例外の場合..... 3 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 2 か月
10. その他の特別な条件
商業的な性質を有する小包には送り状を必要とする。送り状には、商品の価格、運送料又は郵送料、保険料を記載しなければならない。

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

貨幣...偽造又は変造の貨幣

爆発物、引火性の物質等...爆発物。引火性の液体及び固体。圧縮ガス。腐蝕性の液体。酸化性、毒物又は放射性の物質

郵便切手...偽造の切手及び偽造切手製造用の原板その他の器具及び材料

時計...英国の公の機関の品質証明印と類似の印影を有する時計

商標法違反物品...名あて地の商標法に違反する物品

富くじ...富くじ券及び富くじに関する物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

食料品...名あて国の保健衛生当局が食用として不相当と指定した食料品

出版物...公の秩序を害する出版物

2.1.2.2 条件付許容物品

抗生物質...抗生物質は、名あて地の医務関係当局 (Medical Board of the Colony) の許可がなければ許されない。

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬は、名あて地の警察当局の許可がなければ許されない。

雑件...関税を課されることがある物品を分割して発送する場合には、名あて地の総督の許可を得なければならない。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

動物...伝染性の病菌を有する牛、羊類及びそれらの皮革、角その他の部分

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

マッチ...黄りんマッチ

ブラシ...ひげそり用ブラシ

肉等...牛肉、羊肉、豚肉。家きんの死骸及び加工品。国際貿易標準分類 (classification type pour le commerce international) の 001-01 から 001-04 に属さない、冷蔵又は冷凍された新鮮な肉 (食用のくず肉、馬肉、獣肉を含む。)。ソーセージ。他の種類の肉のかん詰及び肉の加工品 (肉のパイを含む。)。肉のエキス (ソーセージを入れる腸及び固形のスープの素 (Bovril, Marmite, Honig 及び Maggi) を除く。)

魚...塩漬け、乾燥又はくん製の魚で他の魚処理を施さないもの。たら、さけ、にじます、さば、にしんその他の魚 (塩漬け、乾燥又はくん製にしたもの。)。魚のかん詰、密閉した容器

に入った魚、甲殻動物、軟体動物の加工品。さけ、いわし、にしん。魚の加工品(魚のパイ等を含む。)

パン製品...砂糖入りビスケット(無包装又は小箱に入ったもの。)。香りのない無糖のビスケットで無包装又はかん詰若しくは小箱に入ったもの。ビスケット及び他のパン製品(ケーキ、パン等を含む。)

穀物、とうもろこし等...穀物の加工品。とうもろこしのかん詰。甘いとうもろこしを含むすべてのとうもろこし

果実等...アーモンド、くるみの実、はしばみの実等の堅果。乾燥した果実(人工的に脱水した果実を含む。)。甘味を添加した又は添加しない果実又はその一部で、密閉した又は密閉しない容器に入れたもの。水分をとった、冷凍した又は結晶した、香りのする又はしない果実、果実の皮、植物の一部。密閉した又は密閉しない容器に入れたジャム、ママレード、ゼリー、果肉、果実の練粉、その他すべての製品

果汁...醗酵していない果汁で、冷凍又は冷凍していないもの(シロップ、天然果実の香料を含む。)。密閉した又は密閉しない容器に入れたグレープフルーツ及びオレンジのジュース。オレンジとグレープフルーツのミックスジュース。生のライムジュース。濃縮のライムジュース。上質果肉のライムジュース。透明の精製し、ろかしたライムジュース。他のすべてのフルーツジュース。

野菜等...新鮮な又は枯れた状態(人工的に脱水したものを除く。)のすべての野菜、根菜、塊茎(特に、いんげん豆、新鮮な未乾燥の小えんどう、人参、アスパラガス、キャベツ等)。脱水した野菜。密閉した容器に入れたすべてのスープ及び野菜ジュース。かん詰にした又は密閉した容器に入れたトマト、小えんどう、いんげん豆及びその他の野菜。密閉していない容器に入れ、漬け物にした又は加工された野菜(冷凍、脱水又は塩水に浸した野菜を除く。)

砂糖、はちみつ等...てんさい糖、精製しょ糖(角砂糖、グラニュー糖を含む。)。キャラメルを含む砂糖菓子その他の砂糖製品。チョコレート。天然はちみつ。人工はちみつ。アイスクリーム(アイスクリームの粉末を除く。)

香辛料、ピーナツバター等...カレー粉、香辛料の混合物。漬け物及び酢に漬けた野菜。ソースその他の香辛料。アルコールを含有するフルーツジュース。ピーナツバター及び食用となるすべての堅果のかん詰等。脱水したスープ

飲料...無酒精飲料(果汁又は野菜ジュースを除く。)。泡立ちブドウ酒(シャンパンを含む。)。ビール。蒸留した酒精飲料。最高 85%のアルコール分を含有するジン、その他のジンの変種、ウォッカ

塗料、洗剤...塗料、エナメル、ニス、ラッカー。洗剤(固形石けん及び工業用洗剤を除く。)

リンネル製品...ベッドシーツ、テーブルクロス、すべての織物の台所用クロス

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

酒精飲料...酒精飲料(ブドウ酒を含む。)は、受取人が個人的な消費に供するものであって、販売又は交換のためのものではないことを申告し、かつ、名あて国の税関検査官

(Controleur des douanes et accises)の許可を得ている場合に限り許される。

39. コロンビア

Colombie (Colombia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語又は英語
 - (6) 注意
 - (あ) コロンビアにあてる書籍又は雑誌を包有する通常郵便物で、商取引の目的をもって発送されるもの(郵便物の受取人個人の購読のために、予約により1冊のみを送付する場合及び名あて国の友人に贈物として1冊のみを送付する場合を除く。)は、次の条件を具備しなければならない。この条件を満たさない場合は返送される。
 - (ア) 郵便物には、差出人が正当に番号を付し、証明し、かつ、署名した送り状を添付するとともに、各郵便物面に、包有する書籍又は雑誌の数を付記すること。
 - (イ) 送り状には、内容品の一般的記載のほか価格、引受番号(書留郵便物の場合)及び総重量を記入すること。
 - (ウ) 送り状に記載する金額は、米ドル又は関係者間に協定した他の貨幣単位によること。
 - (エ) 差出人は送り状の写し1通を郵便物の名あて局に直接送付すること。
 - (い) 受取人の交付請求がない郵便物は、没収される。
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Servicios Postales Nacionales SA, Diagonal 25G N ° 95A-55, BOGOTA, COLOMBIA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
7. 名あて国における保管期間.....30日
8. その他の特別な条件

税関検査のため、小形包装物にインボイス 1 通を添付すること。

送達条件(小包)

1. 小包の種類..... 連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語..... 英語、スペイン語又はフランス語

4. 速達..... 取り扱う。

5. 保険付小包..... 取り扱う。

保険金額の最高限..... 685SDR

6. 取戻し及びあて名変更..... 取り扱う。

(あてべき官署) Division Central de Clasificación, Administración Postal Nacional-ADPOSTAL Diagonal 25 G N° 95-55, BOGOTÁ D.C.COLOMBIE-S.A.

7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知..... 取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合..... 1 か月

例外の場合..... 3 か月

(2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 1 か月

10. その他の特別な条件

税関検査のため、小包にインボイス 1 通を添付すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN232通及びインボイス1通
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、スペイン語又はフランス語
6. 配達日.....月曜～土曜の午前(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail Service-Rapidissimo

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 輸入を禁止される物品

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品

銀及び銀製品

銃砲及びその部分品

酒精飲料

ココア及びココア製品

コーヒー

穀物及び穀物製品

ろう

鉱物性燃料、アスファルト、鉱物性燃料を蒸留して得た製品

綿花及び綿製品

香辛料

爆発性の物質(花火、燐等を含む。)

タンニン、染料、ニス

生の又は乾燥させた果物(ただし、密閉した容器に入れたものを除く。)

植物性又は鉱物性の油

羊毛及び羊毛製品

乳製品

動物性の第1次製品

貴金属、鉱石、金属

ニッケル及びニッケル製品

真珠

化学製品及び医薬品

加工食料品

石けん

砂糖

茶

古着

肉

植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

リチウム電池

158. スリナム

Suriname

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....オランダ語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....
(あてるべき官署).....
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Postal Headquarters, kerkplein 1, PARAMARIBO, SURINAME
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合.....6 か月
 - 例外の場合.....12 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
 - 普通の場合.....6 か月
 - 例外の場合.....12 か月
10. その他の特別な条件
受取人の電話番号がある場合はその番号を記載すること。

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

蚕種等...蚕種、みつばち

植物...パパヴェル・ソムニフェルム、カンナビス・サティヴァ及びこれらの植物の部分。ココの葉

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...麻薬(あへん、未精製のコカイン及びエクゴニン並びにカンナビス・サティヴァの樹液を含有する物品を除く。)を包有する保険付書状は、医学上の目的で薬剤師にあてて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

植物...パパヴェル・ソムニフェルム、カンナビス・サティヴァ及びこれらの植物の部分。ココの葉

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...麻薬(あへん、未精製のコカイン及びエクゴニン並びにカンナビス・サティヴァの樹液を含有する物品を除く。)は、医学上の目的で薬剤師にあてて発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

植物...次に掲げる植物の苗木及び部分は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

砂糖きび、コーヒー、カカオ、やし、綿

布袋...中古の布袋は、受取人が消毒のために要する費用を支払えば許される。

36. チリ

Chili (Chile)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関票付の記載言語.....英語又はスペイン語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Departamento Clientes, Avenida Matta 1034 SANTIAGO, CHILE
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
重量.....30 キログラム
 - (ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はスペイン語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Customer Service, Avenida Matta 1034, 8360138, Santiago, Chile
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 30 日
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 30 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包には、税関告知書CN23及びインボイスを添付しなければならない。また、チリとの自由貿易協定を利用する場合には原産地証明書を添付しなければならない。
 - (2) 税関告知書CN23には、内容品の種類別に英語でその名称、数量、米ドルにおける価格を記載しなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23、さらに見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 1通、場合により処方箋、衛生証明書。
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などにつ

いて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又はスペイン語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Correo Accelerado Internacional (CAI/EMS)

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

富くじ...富くじに関する印刷物、富くじ券

詐欺広告...詐欺的な商品販売の宣伝に関係があると推定される郵便物

公序良俗違反物品...公序良俗に反する絵画、彫刻、写真、書籍その他の物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生庁 (Direccion General de Sanidad) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

法令違反郵便物...外装又は内容品(外部から見えない部分を除く。)が名あて国の法令に違反する郵便物

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

ヘロイン...ヘロイン及びその塩、ヘロインを含有する薬品

アプサント...アプサント

有害な食品...腐敗した又は健康に有害な飲料及び食料品

変造食品...加工された食料品で、加工の結果、その食料品が本来持つべき栄養価を失ってしまったもの

サッカリン...サッカリン又はこれと類似の物品を含有する飲料及び食料品

練乳...アルカリ性物質、炭酸塩、重炭酸塩又は糖酸塩を含有する練乳。牛乳に自然に含まれている以外の脂肪分又は防腐剤を含有する練乳。7パーセント以下の脂肪分しか含有しない練乳

有害と認められる物品...名あて国の衛生評議会 (Conseil superieur d'hygiene) が健康に有害と認める飲料、食料品及び医薬品

医薬品...容器に処方記載のない医薬品

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生庁の許可を得ている場合に限り許される。

麻酔剤...局部麻酔剤は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

サッカリン...サッカリン及びその類似品は、医学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生庁の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

雑件...戦争用資材及び銃砲刀剣類(狩猟用の銃を除く。)は、名あて国の法令の定める条件に従って発送された場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

131. パラグアイ

Paraguay

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....6枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Departamento de Supervisión y Control de Calidad, PARAGUAY
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Departamento de Encomienda Jefe de Departamento, Avenida Artigas No 749, Paraguay
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....60 日
10. その他の特別な条件
 - (1) パラグアイ為替管理委員会が発行する許可書がなければ、商品を小包により同国に輸入することができない。
 - (2) 当分の間、同一差出人から同一受取人にあてる小包の個数は、月3個を超えることができない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....25 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚(商品の場合は、さらにインボイス1通)
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達を行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....EMS SERCE

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

麻薬、向精...麻薬及び向精神剤神剤

生きた動物...次に掲げるものを除く生きた動物

- みつばち、水ひる及び蚕
- 害虫の寄生虫及び捕食虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

爆発性又は発火性の物質...爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質

公序良俗に反する物品...わいせつな又は不道德な物品

古着...古着

リチウム電池

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

古着...古着

2.1.1.2 条件付許容物品

食料品...食料品は、名あて国の関係当局 (Oficina de Quimica Municipal) の許可を得ている場合に限り許される。

医薬品...医薬品は、名あて国の公衆衛生省 (Ministere de la sante publique) の許可を得ている場合に限り許される。

麻薬、向精神剤...麻薬及び向精神剤は、医学上又は学術上の目的で送付され、かつ、名あて国の公衆衛生省 (Ministere de la sante publique) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

動植物...植物、動物及び種子は、名あて国の農業省 (Ministere de l'agriculture) の証明書がある場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

バター、チーズ...バター、チーズ

いも等...じゃがいも、さつまいも、玉ねぎ

米...米

小麦粉...小麦粉

脂肪...植物の脂肪

油...綿の実油、落花生又はその油、ひまわり油、種油、からしの実油

豚肉...豚肉加工品

砂糖...砂糖

クリーム、菓子...砂糖入りの牛乳とじゃがいもで作ったクリーム。菓子類

落花生...落花生

ジュース...フルーツジュース、トマトジュース

酢...酢

たばこ...褐色の紙巻たばこ。葉巻

塩...精製塩

せっけん...せっけん

青粉...洗たく用の青粉

マッチ等...マッチ、ろう、燐

かばん...旅行かばん、皮革かばん

柄...木製の柄

レコードのジャケット、容器...印刷されたレコードの紙製ジャケット及び容器

帳面...帳面

印刷物...小切手帳及びそれに類するもの。伝票。表。領収証。約束手形。張り札。張り紙。高級洋紙。広告。送り状。明細表。保険会社及び銀行の報告書及び貸借対照表。印刷物。冊子

グラフ用紙...自記装置用グラフ用紙

綿、綿製品...綿及びレース。刺しゅうを除く綿製品

服地...服地

ポンチョ...綿毛製又はジャージー製のポンチョ

靴下...靴下(ジャージー製のものを除く。)

毛布...毛布

建築用材...鉄製の棒。ワイヤー。ケーブル。金網。円頭釘。鋏。メッキ金具。電気溶接用の銅

電池...電池

石油製品...石油製品

貨幣...偽造貨幣及びその製造器具

家具...木製、鉄製又はアルミニウム製の家具

おもちゃ...プラスチック製のおもちゃ

と博用具...と博用具

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

謄写印刷機...謄写印刷機は、名あて国の内務省 (Ministere de l'interieur) の許可がある場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

66.5 フォークランド諸島(マルヴィナス諸島) Falkland (Malvinas)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....300 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
 - (3) 名あて国における取扱局.....保険付書状は、次の郵便局区内にあてるものに限る。
Stanley 及び Mount Pleasant
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Post Office, STANLEY
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う(平面路小包に限る。)
保険金額の最高限.....378 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Post Office, STANLEY, FALKLAND ISLANDS
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 3 週間

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

郵便葉書...雲母片、ガラス粉又はこれらと類似の物質が付着している郵便葉書(封筒に入れて差し出されたものを除く。)

郵便切手...模造郵便切手、模造郵便切手をはり付け又は印刷してある物品

武器、弾薬...武器、武器の部分品、弾薬

1.1.2 条件付許容物品

病理学上の見本...医学上の分析試験用の物質及び病理学上の標本は、名あて地の公

認の研究所又は資格のある医師若しくは獣医にあて、書状又は小形包装物として発送される場合に限り許される。ただし、外装には、「Pathological specimen」(「病理学上の見本」の意)の文字を明記しなければならない。

ぼろ布...ぼろ布は清潔なものであり、かつ、小形包装物として発送されたものに限り許される。

有価証券...有価証券類は、名あて地の為替管理局の許可を得なければ許されない(書留書状に封入することは、許される。)

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料並びにマッチ

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

銃砲...銃砲(猟銃を除く。)は、名あて地の関係当局の許可を得なければ許されない。

60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France(Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France(Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

60.1 フランスの海外県

60.1.2 仏領ギアナ

Guyane Francaise (French Guiana)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

(1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム

(2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)

(3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)

(4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部

(5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語

2. 速達.....取り扱わない。

3. 保険付書状.....取り扱う。

(1) 保険金額の最高限.....630 SDR

(2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照

4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて局

5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。

6. 名あて国における保管期間.....15 日

7. 特別郵袋印刷物

(1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。

(2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

8. その他の特別な条件

60. フランスの項の送達条件(通常)の 8.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,475 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... -
10. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等.....郵便物の表面に「Business Papers」の記載及び「No Commercial Value」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) 贈物及び商品見本(商品価値のないもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice)3通
 - (3) その他の物品(商品価値のあるもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業イ

ンボイス(Commercial invoice) 3通

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称..... -

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣、金属、貴重品...硬貨、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有する書留郵便物(小形包装物を除く。)(銀行券、紙幣又は各種の持参人払有価証券を包有する書留郵便物は許される。)

雑件...2.1.1 参照。その他については、フランスにおいて定めるところに同じ。

1.1.2 条件付許容物品

植物...2.1.2 参照

雑件...その他については、フランスにおいて定めるところに同じ。ただし、たばこは、関税、輸入税又は消費税を支払うことを条件に輸入が許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

雑件...フランスにおいて定めるところに同じ。ただし、たばこは、関税、輸入税又は消費税を支払うことを条件に輸入が許される。

2.1.2 条件付許容物品

植物...コーヒーの木の苗、生の又は乾燥したコーヒーの実、コーヒーの種子、コーヒー豆、カカオの木の苗、カカオの芽及び種子、いったカカオの実、ほうじていないカカオのくず、カカオの殻、カカオの皮並びに砂糖きびのさし技、苗及び種子は、特別な輸入手続に付される。

3. 国際スピード郵便物

食料品、美術品及び骨董品

1. 通常郵便物及び、2.小包郵便物 参照

27. ブラジル

Bresil (Brazil)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、スペイン語又はポルトガル語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
保険金額の最高限度...260SDR
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....20 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 通常郵便物によりブラジルにあてて物品を送付する場合の条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....ポルトガル語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....6,340 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....20 日
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....20 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包は留置とすることができない。税関告知書 CN23 には、小包の差出局名、差出人及び受取人の完全な住所氏名、内容品の種類、数量、価格、総重量及び正味重量を記載しなければならない。名あて国では、小包をあて所に配達しないで 30 日間受取人の居住地所轄の郵便局に留め置き、その出局を待って交付することがあるから、差出人は、あらかじめ小包の発送につき受取人に通知しておくほうがよい。
 - (2) 法人又は企業が送る場合、又は内容品の価格が 500 米ドルを超える場合は、商業インボイスの副本を 2 通添付する。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
- (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23、さらにインボイス1通。必要により原産地証明書又は防疫証明書
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語、スペイン語又はポルトガル語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

貨幣、貴重品、貴金属...硬貨、銀行券、紙幣、持参人私有価証券、白金、金、銀、青銅、ニッケルその他の貴金属、宝石その他の貴重品

書留書状...珠玉及び旅行小切手を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

郵便切手...消印した又は消印しない郵便切手を包有する郵便物は、書留書状として送付する場合に限り許される。

雑件...その他の条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

出版物等...新聞、雑誌その他の出版物で無政府主義を宣伝し又は公の秩序を害するも

の及び国家の安全に反し、これを破壊し又は侵害しようとする性格を有する出版物等並びに同様の性格を有する表示又は図柄のある通信

雑件...侮辱的、威かくなるとは公の秩序を害する記載を有する物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

腐敗しやすい物品...腐敗しやすい物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

酒精飲料...酒精飲料

食品等...食品及び日本でその消費が禁止されている薬品

動物、動物製品...動物(はちみつ、蚕、水ひるを除く。)を繁殖させるための物(孵すべき鳥の卵、魚類の卵、繁殖用の動物の精液等)。動物性(はちみつ、蚕、水ひるを除く。)の原料、製品及び副産物で新鮮なもの又は冷凍したもの若しくは保存のためのなんらかの方法を講じたもの(肉、ソーセージ、ベーコン、脂肪、ラード、豚肉、腸、内臓、残骸、各種のミルク及び卵、はちみつ、バター、マーガリン、チーズ等)。家畜並びにその他の動物(海洋哺乳類、魚類、甲殻類、貝類、軟体動物等)及びその部分

墮胎用製品...墮胎用の薬品で名あて国の公衆衛生省 (Departamento Nacional de Saude Publica) が発行する許可証の日付及び番号を記載した票符をびん又は箱の見やすい箇所に添付していないもの

薬...薬は、名あて国が発行する処方せんが添付されている場合に限り許される。

電子タバコ...電子タバコ、その類似品、詰め替え品及び付属品

雑件...悪臭を発する物質

2.1.2.2 条件付許容物品

染料...石炭から製造される染料を郵送するには、名あて国の関係当局の許可を得なければならない。

獣医用物品...獣医の使用に供される物品は、名あて国の家畜担当省動物保護防疫課 (Servico de Defesa Sanitaria Animal, Departamento Nacional de Praducaao Animal) 発行の許可書が添付されている場合に限り許される。

非伝染性物質...血清及びその派生物、細菌のワクチン並びに医学上の検査又は分析のために使用されるアレルギー抗原、ホルモン及び臓器液療法用の製品は、差出国の関係当局の証明書を有している場合に限り許される。

中古の物品...中古の物品で、公益に資するとしてブラジルの指定された事業者から認定された慈善機関にあてて送られるものは許される。持ち主がブラジル到着時に税関に申告している別送の個人的使用に供する手荷物扱いは送ることができる。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和 25 年農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器...短刀、杖、雨がさその他の物品で刀剣又は小銃を秘匿するもの
手錠等...手錠、体刑用のへら

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...武器、弾薬及びそれらの部分品は、名あて局の軍事省 (Ministere de la guerre) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

著作権等...著作権又は特許権を侵害する物品
書籍...初等教育用の書籍でポルトガル語で書かれていないもの
富くじ...名あて国以外の国の富くじ券及びこれに関する広告類
硬貨、銀行券、貴金属、貴重品...硬貨、銀行券、金、白金、銀、青銅、ニッケルその他の貴金属、宝石、珠玉その他の貴重品
保険付小包...硬貨、紙幣及び各種の持参人払有価証券を包有する保険付小包 (条終9.3)

リチウム電池

雑件...文房具で名あて国において容易に購入できるもの、原産地を偽って記載した物品。ラベル、口金及び包装用品で名あて国の飲料製造業者がその製品を外国産と偽って販売するために利用するもの。

カレンダー類については、名あて国の法令により没収、焼却又は本邦に返送されることがあるので、あらかじめ受取人と連絡を取り、輸入が可能なことを確認のうえ差し出すことが望ましい。

2.1.6.2 条件付許容物品

たばこ...たばこ及びたばこ製品は、個人が贈答品として差し出す場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1,通常郵便物 又は 2,小包郵便物 参照

178. ベネズエラ

Venezuela (Venezuela)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
- (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語
- (6) 注意.....名あて国の法律により郵送を認められ、かつ、関税を課されることがある印刷物を包有する通常郵便物は、次の条件を満たしている場合に限り許される。
 - (あ) 外装の名あて面には、緑色の票符 CN 22 をはり付けること。
 - (い) 税関告知書 CN23 を4部作成し、1部を郵便物中に入れ、1部をカラカスの税関に、1部を名あて国の通信省郵務局 (Direction generale des postes, Ministere des Communications) に、1部を名あて国の財務局検査部 (Sala de Examen de la Contaduria General de Hacienda, Caracas) に送付すること。同一差出人から、同一受取人にあてて、同一郵便局に同時に差し出された 10 個までの郵便物についても4部作成すること。
カレンダーは、受取人が名あて国で定める関税(200 パーセントの従価税)を支払う場合に限り許される。

2. 速達.....取り扱う。

3. 保険付書状.....取り扱わない。

4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。

5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。

6. 名あて国における保管期間.....2か月

7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....否(税関検査に付される場合のみ可)。
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

8. その他の特別な条件

商品の発送については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚、商品の場合はさらにインボイス。
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法..... -
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包.....90 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....-
10. その他の特別な条件
 - (1) 差出人は商品の発送にあたって、次のことを確認することが望ましい。
 - 当該商品は、受取人が事前に輸入許可証を得る必要のあるものか否か。
 - 輸入許可証を要する場合には、すでに入手しているか。
 - 商品の品目、数量、重量等は許可された範囲内であるか、当該郵便物が輸入許可証の有効期間内に受取人に到着することができるものであるか。なお、許可範囲を超えて発送された商品及び許可を得ていない商品は、関税法に基づき密輸品とみなされる。
 - (2) 小包郵便物によりベネズエラにあてて印刷物を送付する場合の条件については、送達条件(通常)の 1.「小形包装物及び課税品包有通常郵便物」(6)注意参照
 - (3) 同国における小包の通関後の取戻請求には応じられない。(条終 1.7)
 - (4) 郵便物に、差出人及び受取人の完全な名前、住所(できる限り居所並びに勤務先の電話番号、携帯電話番号及び電子メールアドレス)を記入すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語、フランス語又は英語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Courrier Accelere International(CAI)

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

国家の安全道徳に反する物品等 ...国家の安全、道徳、公衆衛生を侵害する物品及び著作物並びに名あて国が批准した条約及び同国の法令により禁止されるもの。

関税を課されることがある物品...関税を課されることがある物品(ただし、印刷物、小形包装物、商品価値のない商品見本、血清及びワクチン並びに入手が困難で緊急を要する薬品を除く。)

1.1.2 条件付許容物品

医薬品...医薬品を包有する商品見本は、あらかじめ許可を得て名あて国の厚生省(Ministere de la sante et de l'assistance sociale)にあてる場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品(名あて国の政府にあてる場合は許される。ただし、リチウム電池を除く。)

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

塩...塩(海塩、岩塩及びこれらを主とする固型の調合物を含む。)

薬包...ピストル用弾丸、ピストル用の装てんした又は装てんしない薬包

紙巻たばこ用の巻紙...紙巻たばこ用の巻紙で、無色又は有色、印刷の有無、ロール状又はコイル状、小冊子状又はその他の形状のいずれかを問わず、使用のために通常の大きさに切断されているもの。

織物...次に掲げる幅 90 センチメートル以下の織物(ただし、重量は問わない。)

- さらしてない綿布
- 絹綿ピロード、ピロード風の布又はピロードの模造品
- 漂白した又は着色した布でつや出した又はうね織としたもの
- プリントにより又はさまざまに染めた糸によって模様付けをした布で、つや出した又はうね織としたもの
- ポプリンの単色の布
- 50%以下の絹、人絹又は合成繊維と混紡の綿布
- 50%以下の絹との混紡の綿布
- 50%以下の羊毛との混紡の綿布
- 人絹若しくは合成繊維の布又はこれらの混織布

中古の袋...中古の袋

真珠...台にはめ込んでない天然真珠(養殖真珠を含む。)で、穴のあけてあるもの又は穴のあけてないもの。

武器、弾薬等...ピストルを除く銃砲、軍事用の携帯武器、軍需品、戦闘用弾丸(りゅう弾等を含む。)、短剣、短刀、飛び出しナイフ

貨幣、郵便切手等...硬貨、郵便切手、収入印紙、印紙の貼付された書類、銀行券及び類似の物品で発行前のもの。

銀貨、富くじ券...流通中の銀貨、富くじ券及びその類似物

りん、マッチ...無包装の又は箱に入れたりん及びマッチ

扇子...素材のいかんを問わず天然真珠又は養殖真珠で装飾した扇子(この種の扇子で宣伝用のものを含む。)

年金小切手・クレジットカード...年金小切手、クレジットカード

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

雑件...2.1.1 に掲げる物品以外の物品については、名あて国の関係当局の輸入許可証を必要とするものがあるので、差出人は受取人とあらかじめ連絡をとり、必要の有無を確認しなければならない。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2.小包郵便物参照

134. ペルー

Perou (Peru)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語・・英語、フランス語又はスペイン語
 - (6) 注意.....内容品が1,000米ドルを超える価値を有する物の場合は、送達条件(小包)の11. 「その他の特別な条件」参照
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....SERPOST S.A. Oficina de Atención al Cliente Av. Tomás Valle Cuadra 07 S/N Los Olivos LIMA 39 PER
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
 - (1) 差出人の氏名、記号、印章又は署名が表示されていない粘着テープは封かんのために使用することができない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚 (法人にあてた小包は、さらにインボイス1枚)
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はスペイン語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....SERPOST S.A. Oficina de Atención al Cliente Av. Tomás Valle
Cuadra 07 S/N Los Olivos LIMA 39 PER
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....25 日
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....25 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 内容品が 1,000 米ドルを超える価値を有する物の場合は、商業送り状を添付しなければならない。
 - (2) 税関告知書 CN23 等の必要書類は、小包の上部表面にはがれないように添付する。
 - (3) あて名にはできる限り受取人の電話番号を併記する。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載

- (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23 4通、内容品により許可証などの書類。(商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス2通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....4枚
5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
- (1) あて所への配達.....行う。
- (2) 私書箱への配達.....行う。
- (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....EMS-PERU

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...旅行小切手を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、持参人払有価証券、白金、金、銀、宝石、珠玉その他貴重品

危険な物質等...危険廃棄物及び放射性廃棄物

有機化学製品...有機化学製品(アルファ、ベータ、デルタ異性体、アルドリン、ヘプタクロル、ディールドリン、エンドリン)

硝酸アンモニウム...硝酸アンモニウム

爆竹...爆竹

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

殺虫剤...有機塩素系殺虫剤、それらの誘導剤及び構成物質。

農薬...有効成分(二塩化エチレン、酸化エチレン、モノクロトホス)を含む農業用殺虫剤。

2.1.2.2 条件付許容物品

飲料...飲料は、植物衛生証明書が添付されている場合に限り許される。

缶詰...缶詰は、衛生登録番号又は申請書提出の日付を記載した輸入業者の誓約書が添付されている場合に限り許される。

農薬...農薬及び類似の製品は、名あて国の定める形式に適合した輸入業者の誓約書がある場合に限り許される。

麻薬類...コカインのペースト又はコカイン用塩化水素酸塩の製造に直接あるいは間接的な形で使用する化学材あるいは化学投入材の輸入には工業省の化学投入材と管理製品に関する総局 (Oficina General de Insumo Quimicos y Productos Supervisados) の承認を得ている場合に限り許される。

化粧品...化粧品及び香水は、衛生登録番号又は申請書提出の日付を記載した輸入業者の誓約書が添付されている場合に限り許される。

医薬品...商業上の目的により発送される医薬品は、以下の条件を満たす場合に限り許される。

- 衛生登記番号又はその申請日、生産ロット及び製品の有効期限による積荷識別、さらに会社名及び輸入業者あるいは元引受人の統一登記が記載されている輸入業者の誓約書の提出。
- 原産国の関係当局により発行された薬品証明書、若しくは同様の内容が記載されているペルー国内の薬品関連企業発行の証明書の提出。
- 原産国の関係当局により発行された販売自由化証明書の提出。
- ヒトの血液を用いた製剤の場合は、ヒト免疫不全ウイルス、A/B型肝炎ウイルスがマイナスであることを証明する分析証明書の提出。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

生きた動物...みつばちとひるを除くすべての動物

2.1.3.2 条件付許容物品

農作物等...農業及び畜産業の産品及び副産物は、原産国の正式な衛生上の証明書がある場合に限り許される。

みつばち等...みつばち及びひるは、輸入業者の誓約書が添付されている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

軍需品...個人用の武器、弾薬その他の軍需品は名あて国の内務省の承認を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...たばこは、植物衛生証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...わいせつな又は有害、不道徳な性質を有する若しくは善良な風俗に反する絵画、彫像、彫版、デッサン、書籍、その他あらゆる種類の物品

貴金属...貴金属

タイヤ...中古タイヤ

花火製品...花火製品

地理に関する媒体...ペルー国の領土及び国境について、事実の歪曲や虚偽表示を含む地図や地理に関するテキスト、本、フロッピーディスク、ビデオカセット及びその他の媒体。

玩具...Yoyo Loco 又は Yoyo Chino として知られる玩具。

飲料...Pisco というブランド名の海外で製造された飲み物。

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

中古衣類及び靴...中古の衣類及び靴は、次に該当する場合に限り許される。基準を満たさない郵便物については、差出人に返送される。(それによって発生するコストは請求される。)

- 別送手荷物

手荷物検査の際に、パスポート又は他の公式の書類を提示した旅行者の身の回り品で、その旅行者の入国日から4ヵ月以内に到着するものに限る。

- 寄付

ペルー政府によって正式に認められた組織を通してなされるものに限る。

美術品...美術品、複製品又は 100 年以上経た古書は、名あて国の国立文化研究所の発行する書類が添付されている場合に限り許される。

地図等...地理関連の文書や地図刊行物は、名あて国の外務省の承認を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

25. ボリビア

Bolivie

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Empresa de Correos de Bolivia, Unidad de Inspeccion, Division de Reclamaciones, Edificio del Palacio de Comunicaciones, 2 ° Piso, LA PAZ, BOLIVIE
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2 か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 内容品の価格が 100 米ドルを超える通常郵便物には領事送り状を添付しなければならない。
 - (2) 差出人の氏名、記号、印章又は署名が表示されていない粘着テープは封かんのために使用することができない。
 - (3) 課税物品について、関税の支払を免れるために、虚偽の申告をした場合、当該物品は没収されることがある。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚(さらに送り状1通)

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語

4. 速達.....取り扱わない。

5. 保険付小包.....取り扱わない。

6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてべき官署).....Seccion Encomiendas postales Internacionales, LA PAZ, BOLIVIA

7. 小包の配達方法.....窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包.....90 日

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....90 日

10. その他の特別な条件

(1) 差出人は輸出証明書、衛生証明書等を送り状に添えることができる。

(2) 課税物品について、関税の支払を免れるために、虚偽の申告をした場合、当該物品は没収されることがある。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品

貴重品...銀行券、硬貨、旅行小切手、国際的なクレジット・カード、金、白金その他持参人
払有価証券

書留書状...紙幣、銀、珠玉、宝石を包有する書留書状

植物...植物

郵便葉書...ボリビア政府に対する侮辱的な言葉を記載した郵便葉書

雑件...暫定的禁止物品については、3 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

良俗違反の物品...良俗に反する印刷物、写真その他の物品

共産主義宣伝の書籍等...共産主義の宣伝の書籍及び冊子。この種の郵便物は、名あて国の国内法により没収のうえ棄却される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

腐敗した食品...腐敗した飲料及び食料品。変造した食品及び健康に有害な物質を含有する食品(名あて国の衛生当局の許可を受け、かつ、行政府の承認を得たものを除く。)

薬品...処方不明な薬品及び名あて国の衛生当局の禁止する薬品

麻薬...あへん、コカインその他の麻薬(名あて国の行政府の許可を受けた製薬所その他の施設が輸入するものを除く。)

2.1.2.2 条件付許容物品

中古衣類...中古衣類は、日本の関係当局が発行し、かつ日本に駐在する名あて国の領事が承認した消毒済証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...植物、果実又は種子で病原菌付着のおそれがあるもの及び名あて国の農林当局により有害と認められたもの。かご入りの植物

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、弾薬等...戦争用武器、火薬、弾薬並びにそれらを製造し又は装てんするための器具、機械及び材料(名あて国の法律で許されるものを除く。)。ダイナマイト、鉱山用火薬その他の爆発物。短刀。こん棒。短刀つきの扇。「laques」の名で知られる武器。鉄製の籠手。かみそり。隠し銃。アメリカ拳

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

アルコール...アルコール

マッチ...マッチ

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

危険な物質...爆発性、発火性又は危険性のある物質

貴重品、貨幣等...銀行券、硬貨、旅行小切手、国際的なクレジット・カード、金、白金その

他持参人私有価証券。銀貨。ニッケル貨及び銅貨並びにこれらの金属の化合物。偽造した硬貨及び紙幣並びに貨幣を偽造するための機械及び器具。価格を表示した札及び券。券及び標章で貨幣又は有価証券に代用されやすいもの。貨幣、銀行券、郵便切手その他の公の有価証券の図柄の入った広告類(古銭又は郵便切手収集家用のカタログを除く。)

たばこ等...たばこ及びたばこの巻紙、葉巻、紙巻たばこ又はマッチ製造用の材料、機械及び器具

ライター...ライター

酒精飲料...砂糖きびから作られる酒精飲料(ラム酒を除く。)。蒸留アルコール入りのリキユール酒で商品用のびんに入れてないもの。アプサント及びアプサント入りのリキユール酒。酒精飲料製造用のエキス(アニス及びぶどうのエキスを除く。)

ほ乳器...ゴム管又はガラス管付きのほ乳器

雑件...発火点 150 度以下の灯油。ルーレットその他のと博用物品(マージャンのパイを含む。)。飲料びん用のラベル、口金及びせんで名あて国以外の国の商標を有するもの

レットル、商標...飲料用のレットル、コルクせん及び口金(飲料と共に発送されたもの及び名あて国産の飲料用のものを除く。)。名あて国の国旗又は紋章を付けた物品。名あて国の国営企業の商標又はこれと酷似した商標を付けた物品

富くじ...名あて国以外の富くじ券

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

レットル等...容器、レットル、すかし紙、はり紙又はその他の物品であって商標を有するものは、関係商標が名あて国で登録されており、かつ製造業者又はその代理店にあてる場合に限り許される。